

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

漁業取締業務の効率化を図るため、取締船を水産振興局水産課から境港水産事務所に移管することとなったことに伴い、内部組織等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 取締船を境港水産事務所の内部組織（現行 水産課の内部組織）とし、水産事務所の所管区域（漁業取締りに関する事務に係るものに限る。）を鳥取県の区域（現行 県の西部地域）とする。
- (2) (1)に伴い、水産課の所掌事務について、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。